

直 監 第 2 1 1 号
令和7年10月15日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

令和7年度 公の施設の指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、植木桜つつみ公園の指定管理者監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

令和7年度

指定管理者監査報告書

三浦造園土木建設株式会社

直方市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2. 監査の対象

(1) 公の施設

植木桜つつみ公園（便益施設である「なのはな畑」は除く）

(2) 指定管理者

三浦造園土木建設株式会社

3. 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

4. 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

説明聴取 令和7年9月3日

重点審査聴取 令和7年9月26日

5. 監査の方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査ならびに関係者からの説明聴取を実施した。

(1) 監査の着眼点

【所管課関係】

- ①指定管理者決定までの手続き（公募、選考、予算措置等）が適正・公平に行われているか。
- ②管理に関する経費算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ③管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑤指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指導及び助言等は適切に行われているか。

【指定管理者】

- ①施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③利用料金の設定は適正になされているか。
- ④利用促進のための努力はなされているか。
- ⑤公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑥公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑦公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備されているか。

(2) 監査の実施方法

上記監査の着眼点に基づき、以下の方法で監査を実施した。

- ①文書管理システムで関係文書を確認した。
- ②植木桜つつみ公園指定管理業務基本協定書（以下「基本協定書」という）及び令和6年度植木桜つつみ公園指定管理業務年度協定書（以下「年度協定書」という）並びに植木桜つつみ公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という）の内容と提出書類等を突合し、適切に履行されているかを確認した。

- ③会計処理関係帳票を確認するとともに施設の収支状況につきヒアリングを実施した。
自主事業の財源等実施状況について、受注者及び発注者の認識を聴取した。
- ④施設の修繕手順、費用負担の在り方、備品の突合点検など関係帳票の確認及び現在の進め方を担当より聴取した。
- ⑤法人定款など関係帳票の提出を求め確認した。
- ⑥担当者からの聞き取り及び文書管理システムで確認を行った。

(3) 現地調査

- ①指定管理者が管理運営する主な施設について、基本協定書および年度協定書に沿ったものとなっているか、その管理実態を確認するための視察を行った。
- ②施設の管理・運営に関する問題点や要望などについて担当職員から聴取、現況の確認を行った。

第2 「公の施設」の事業概要

1. 「公の施設」の管理運営

(1) 「公の施設」の設置及び管理

地方自治法によれば、地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、「公の施設」の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされている（地方自治法第244条の2第1項）。また、地方公共団体は、「公の施設」の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に、当該「公の施設」の管理を行わせることができ（地方自治法同条第3項）、当該条例には指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法同条第4項）。さらに、指定管理者の指定期間を定めること、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないこと、また、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する「公の施設」の管理業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出することが定められている（地方自治法同条第5項～第7項）。

(2) 指定管理制度

指定管理者の意義

地方公共団体が所管する「公の施設」の管理・運営について、地方自治法の一部改正に伴い、「管理委託制度」から「指定管理制度」に移行した。これまで「公の施設」の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体に限定されていたものを地方公共団体の長が条例で定めた手続きに基づき、議会の議決を経て指定された民間事業者、NPO法人等にも委ねることを可能としたものである。

「指定管理制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用することにより、管理経費が縮減でき、その結果として施設の利用料金が下がる。また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者へのサービス向上につながるものと期待され、導入が進められた。

(3) 直方市の方針

本市では、指定管理制度導入の検討を行い、指定管理者の指定手續に関する基本的な事項を定めた「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」（平成17年9月29日条例第19号）を制定した。

地方自治法の一部が改正されたことにより、導入された指定管理制度が、従前の管理委託制度と比較し、業務の範囲を明示する中で、施設の使用許可権限も付与することができるなどより管理実態に即した管理運営が可能となる。また、民間事業者等の創意工夫、効率的な管理手法を活用することで、市民サービスの向上、コストの削減が期待できる。

このようなメリットが考えられるこの制度を十分に活用し、指定管理制度導入可能な施設について、積極的な導入を前提として推進してきた。

植木桜つつみ公園については、令和5年4月から指定管理制度が導入された。

(4) 利用料金制

地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する「公の施設」の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる（地方自治法第244条の2第8項）とし、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより、指定管理者が利用料金を定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該地方公共団体の承認を受けなければならない（地方自治法同条第9項）とされている。

植木桜つつみ公園は、指定管理制度導入当初の令和5年度から利用料金制度を導入している。

2. 指定管理者の概要

(1) 植木桜つつみ公園の指定管理者に指定されている三浦造園土木建設株式会社の概要は、次表のとおりである。

団 体 名	三浦造園土木建設株式会社
団 体 所 在 地	福岡市東区青葉一丁目19番21号
団 体 代 表 者 名	代表取締役 三浦 義孝
団 体 設 立 年 月 日	平成12年4月18日
目的及び事業内容	1. 造園・緑化工事の企画、設計、施工、請負 2. 公園、街路樹、緑地帯の維持管理及び清掃 3. 土木工事の企画、設計、施工、請負 4. 建築工事の企画、設計、施工、請負 5. 酵素堆肥に関する研究、製造、販売 6. スポーツ施設に関する企画、調査、設計、工事管理、経営及び経営の請負 7. 公園、造園、室内空間の装飾企画、設計及び地域開発、環境整備に関する調査、研究、設計 8. 植木、苗木、草花（グランドカバーを含む）芝生の生産委託販売 9. 産業廃棄物収集運搬（処理）業務 10. 建設コンサルタント及び測量 11. 水道施設・管工事業の企画、設計、施工、請負 12. 前各号に付帯する一切の事業

(2) 指定管理者の選定

直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に基づき、公募による選定である。

3. 施設の概要

(1)施設の概要状況は、次表のとおりである。

施設の概要

施 設 名 称	植木桜つつみ公園																																																																															
設 置 目 的	パークゴルフ場については、子どもから高齢者まで幅広い交流ができる「パークゴルフ」による交流・生涯スポーツの拠点として、その他の公園施設については、地元住民や公園利用者の憩いの場所として設置。																																																																															
所 在 地	直方市大字植木4064番地1地先ほか																																																																															
開設年月日	平成11年3月24日（パークゴルフ場 平成18年10月14日）																																																																															
公 園 面 積	44,756.59㎡（うちパークゴルフ場25,324㎡） ※市有財産部分25,014.00㎡																																																																															
主 な 施 設	<table><tr><td>名 称</td><td>種 別</td><td>面積(㎡)</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>ベ ン チ</td><td></td><td></td><td>18</td></tr><tr><td>東 屋</td><td>木造ガルバニウム鋼板段葺</td><td>9.0</td><td>下流側 1</td></tr><tr><td>パ ー ゴ ラ</td><td>〃</td><td></td><td>上流側・下流側各 1</td></tr><tr><td>シェルター</td><td>〃</td><td>9.0</td><td>3000×3000 2</td></tr><tr><td>管 理 棟</td><td>RC 造平屋建て</td><td>184.7</td><td></td></tr><tr><td>公 衆 トイレ</td><td>RC 造平屋建て</td><td>46.4</td><td>上流側</td></tr><tr><td>駐 車 場 (公園施設)</td><td></td><td></td><td>上流側普通車 34 台 下流側普通車 58 台</td></tr><tr><td>駐 車 場 (パークゴルフ場)</td><td></td><td></td><td>普通車 41 台 バ ス 3 台 駐輪場 1 基</td></tr><tr><td>園 路</td><td>ゴムチップ及び真砂土舗装</td><td></td><td>W=3.6m</td></tr><tr><td>外 灯</td><td></td><td></td><td>公園部 6、コース部 9</td></tr><tr><td>車 止 め</td><td>石製</td><td></td><td>上流側 4、下流側 1</td></tr><tr><td>石碑・記念碑</td><td>白御影石</td><td></td><td>800×5500×400</td></tr><tr><td>フ ェ ン ス</td><td>H=900、擬木</td><td></td><td>門扉含む</td></tr><tr><td>正 門 門 扉</td><td>アルミ台車式引戸</td><td></td><td>門柱含む</td></tr><tr><td>シンボルサイン</td><td>鉄製、石製</td><td></td><td></td></tr><tr><td>芝 地</td><td>改良高麗</td><td>6,267.0</td><td></td></tr><tr><td>芝 地</td><td>改良野芝</td><td>7,111.0</td><td></td></tr><tr><td>植 栽</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				名 称	種 別	面積(㎡)	摘 要	ベ ン チ			18	東 屋	木造ガルバニウム鋼板段葺	9.0	下流側 1	パ ー ゴ ラ	〃		上流側・下流側各 1	シェルター	〃	9.0	3000×3000 2	管 理 棟	RC 造平屋建て	184.7		公 衆 トイレ	RC 造平屋建て	46.4	上流側	駐 車 場 (公園施設)			上流側普通車 34 台 下流側普通車 58 台	駐 車 場 (パークゴルフ場)			普通車 41 台 バ ス 3 台 駐輪場 1 基	園 路	ゴムチップ及び真砂土舗装		W=3.6m	外 灯			公園部 6、コース部 9	車 止 め	石製		上流側 4、下流側 1	石碑・記念碑	白御影石		800×5500×400	フ ェ ン ス	H=900、擬木		門扉含む	正 門 門 扉	アルミ台車式引戸		門柱含む	シンボルサイン	鉄製、石製			芝 地	改良高麗	6,267.0		芝 地	改良野芝	7,111.0		植 栽			
	名 称	種 別	面積(㎡)	摘 要																																																																												
	ベ ン チ			18																																																																												
	東 屋	木造ガルバニウム鋼板段葺	9.0	下流側 1																																																																												
	パ ー ゴ ラ	〃		上流側・下流側各 1																																																																												
	シェルター	〃	9.0	3000×3000 2																																																																												
	管 理 棟	RC 造平屋建て	184.7																																																																													
	公 衆 トイレ	RC 造平屋建て	46.4	上流側																																																																												
	駐 車 場 (公園施設)			上流側普通車 34 台 下流側普通車 58 台																																																																												
	駐 車 場 (パークゴルフ場)			普通車 41 台 バ ス 3 台 駐輪場 1 基																																																																												
	園 路	ゴムチップ及び真砂土舗装		W=3.6m																																																																												
	外 灯			公園部 6、コース部 9																																																																												
	車 止 め	石製		上流側 4、下流側 1																																																																												
	石碑・記念碑	白御影石		800×5500×400																																																																												
	フ ェ ン ス	H=900、擬木		門扉含む																																																																												
	正 門 門 扉	アルミ台車式引戸		門柱含む																																																																												
	シンボルサイン	鉄製、石製																																																																														
	芝 地	改良高麗	6,267.0																																																																													
	芝 地	改良野芝	7,111.0																																																																													
	植 栽																																																																															
開 園 時 間	5月～8月 午前8時から午後6時まで。 9月～4月 午前8時30分から午後5時まで																																																																															
休 園 日	月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日）、12月29日から1月3日まで																																																																															
業 務 内 容	公園の利用の許可・制限、利用料金の収受及び管理、利用者の指導、利用促進及び広報、事業の企画・実施等の「施設運營業務」、施設・設備の保守・管理、園内の点検、整備、清掃、備品管理等の「施設維持管理業務」並びに事業計画、事業報告書の作成、収支管理等の「経営管理業務」																																																																															
管理担当課	産業建設部 都市計画課																																																																															

(2) 施設の利用状況は、次表のとおりである。

植木桜つつみ公園(パークゴルフ場)利用状況(過去3年間)

(単位:人)

年度	チケット販売状況									金額
		1R券		一日券		用具券		回数券		
		大人	小人	大人	小人	有料	無料	大人	小人	
6年度	4月	575	29	366	0	166	169	54	0	666,300
	5月	589	33	335	1	190	172	45	0	624,800
	6月	513	3	196	0	73	208	42	0	451,900
	7月	244	5	177	1	44	50	34	0	327,100
	8月	148	12	121	5	54	29	24	0	228,900
	9月	310	18	242	2	56	89	40	0	422,400
	10月	729	19	348	0	158	249	65	0	727,500
	11月	750	15	364	2	153	238	69	0	757,800
	12月	279	13	311	2	39	91	44	0	475,900
	1月	398	30	279	0	111	100	53	0	529,800
	2月	299	14	207	0	110	131	39	0	397,100
	3月	492	27	245	1	154	136	56	0	548,300
	6年度計	5,326	218	3,191	14	1,308	1,662	565	0	6,157,800
	内訳(平日)	3,023	31	2,000	5	377	1,022	565	0	4,286,000
	内訳(土日祝日)	2,303	187	1,191	9	931	640	0	0	1,871,800
5年度	4月	512	40	243	0	185	117	62	0	579,000
	5月	591	32	274	0	258	234	62	0	640,500
	6月	519	23	226	0	133	187	69	0	574,700
	7月	210	11	146	0	37	67	52	0	345,400
	8月	174	42	143	2	94	52	40	0	314,800
	9月	381	28	223	0	134	95	51	0	478,100
	10月	750	44	323	0	286	310	86	0	807,400
	11月	630	46	235	0	236	298	85	0	688,400
	12月	319	22	260	0	72	125	55	0	487,500
	1月	301	15	237	0	73	80	27	0	378,500
	2月	386	14	325	0	100	105	40	0	518,600
	3月	607	29	286	2	171	160	53	0	610,900
	5年度計	5,380	346	2,921	4	1,779	1,830	682	0	6,423,800
	内訳(平日)	2,771	61	1,640	0	447	1,164	682	0	4,290,900
	内訳(土日祝日)	2,609	285	1,281	4	1,332	666	0	0	2,132,900
4年度 (参考)	4月	606	52	273	0	179	—	65	0	641,400
	5月	656	68	315	2	238	—	86	1	771,000
	6月	360	9	242	0	64	—	71	0	529,200
	7月	305	15	213	0	84	—	50	0	431,700
	8月	214	9	182	0	61	—	37	0	334,800
	9月	288	17	196	1	64	—	42	0	385,900
	10月	623	38	309	0	237	—	86	0	747,100
	11月	627	35	260	0	196	—	80	0	682,300

	12月	342	13	178	0	64	—	47	0	401,400
	1月	345	25	211	0	114	—	39	0	417,100
	2月	373	25	329	0	112	—	60	0	582,500
	3月	680	69	316	0	196	—	79	0	746,800
	4年度計	5,419	375	3,024	3	1,609	—	742	1	6,671,200
	内訳(平日)	2,919	80	1,681	0	—	—	—	—	—
	内訳(土日祝日)	2,500	295	1,343	3	—	—	—	—	—

植木桜つつみ公園(パークゴルフ場)利用者数

(単位:人)

年度	月	総数	大人	小人 (小中学生)	世代別					市内・市外	
					70歳 以上	60歳代	50歳代	49歳 以下	小中 学生	市内	市外
6年度	4月	1,165	1,134	31	957	96	29	52	31	337	828
	5月	1,162	1,130	32	906	117	25	82	32	349	813
	6月	923	920	3	799	66	15	40	3	380	543
	7月	596	590	6	494	56	6	34	6	182	414
	8月	416	399	17	299	61	14	25	17	131	285
	9月	785	768	17	641	81	11	35	17	234	551
	10月	1,384	1,365	19	1,117	136	37	75	19	376	1,008
	11月	1,468	1,451	17	1,206	129	33	83	17	576	892
	12月	845	832	13	696	87	21	28	13	308	537
	1月	881	852	29	658	101	39	54	29	279	602
	2月	778	764	14	582	109	35	38	14	296	482
	3月	1,000	973	27	750	87	53	83	27	384	616
	計	11,403	11,178	225	9,105	1,126	318	629	225	3,832	7,571
5年度	4月	1,099	1,061	38	785	131	48	97	38	324	775
	5月	1,254	1,221	33	867	153	48	153	33	362	892
	6月	1,193	1,171	22	941	136	33	61	22	432	761
	7月	687	677	10	581	60	13	23	10	244	443
	8月	551	508	43	397	69	13	29	43	168	383
	9月	939	910	29	725	111	22	52	29	313	626
	10月	1,628	1,586	42	1,245	154	85	102	42	600	1,028
	11月	1,460	1,417	43	1,143	137	40	97	43	571	889
	12月	823	805	18	700	54	14	37	18	277	546
	1月	726	711	15	591	64	22	34	15	215	511
	2月	921	908	13	741	89	26	52	13	291	630
	3月	1,148	1,118	30	875	135	23	85	30	389	759
	計	12,429	12,093	336	9,591	1,293	387	822	336	4,186	8,243

植木桜つつみ公園は令和5年度より指定管理制度となり、その利用者数及び利用料等の収入の推移は、指定管理制度導入前の令和4年度と比較すると令和5年度(減率3.71%)、令和6年度(減率4.14%)と微減傾向にあり、利用者の内訳では大人が98.03%を占めている。令和6年度の利用者の世代別構成比では70代以上が79.85%、60代が9.87%、50代が2.79%等となっており70代以上の方の利用が顕著である。居住区分別で見ると市内居住者が33.61%、市外居住者が66.39%となっている。

また、7月から9月の盛夏期間と12月から2月の厳冬期間の利用者が大きく減少することから、この期間の集客が課題である。

(3) 指定管理者の収支状況

指定管理者は、植木桜つつみ公園の管理運営に要する経費(支出)を利用料金収入及び自らの責任で実施する自主事業収入他をもって充てることになっているが、自主事業は物品販売以外行われていない。

公園の運営に関する指定管理者の収入及び支出状況及び利用料金収入状況は、次表のとおりである。

指定管理者の収支状況

(単位:円)

			令和5年度	令和6年度	増減率
収 入	指定管理料		11,273,000	11,273,000	0
	利用料金(パークゴルフ場)		6,423,800	6,157,800	△4.14
	指定管理者 企画事業	①初心者向けパークゴルフ体験講習	0	0	
		②パークゴルフエンジョイゴルフ大会	0	0	
		企画事業小計	0	0	
	収入合計		17,696,800	17,430,800	△1.50
支 出	指定管理者 企画事業に 係る経費	①花壇作成、花苗植え	0	94,400	皆増
		②ガーデンコンクール	0	0	
		③初心者向けパークゴルフ体験講習	0	0	
		④パークゴルフエンジョイゴルフ	0	0	
		⑤家族でパークゴルフ	0	0	
		企画事業小計	0	94,400	皆増
	人件費(パート含む)		9,282,160	9,368,828	0.93
	事業費	消耗品(事務)	208,771	68,260	△67.30
		通信運搬費	150,096	123,489	△17.73
		保険料	47,810	47,810	0
		負担金(福利厚生、PG協会)	72,325	119,000	64.54
		広告宣伝費	594,880	259,470	△56.38
		振込手数料	16,599	9,440	△43.13
		事務費小計	1,090,481	627,469	△42.46
	維持管理費	電気料金	675,336	789,933	16.97
		上下水道料金	155,800	132,161	△15.17
		燃料費	222,781	224,245	0.66
		修繕料	378,411	589,743	55.85
		消耗品(維持管理)	349,623	234,406	△32.95
		委託料等(公園管理、芝生管理、樹木管理、トイレ管理)	5,241,269	4,401,921	△16.01
		使用料及び賃借料	215,611	36,751	△82.95
		維持管理費小計	7,238,831	6,409,160	△11.46
	一般管理費	本社管理費	473,980	472,320	△0.35
	支出合計		18,085,452	16,972,177	△6.16
	収支差額		△388,652	458,323	—

収支について指定管理者より提出された事業報告書をもとに上記の収入状況表を作成したところ、令和6年度の利用料金収入では、前年度に比べ4.14%(△266,000円)ほど減少している。

指定管理料は前年同額の1,127万3,000円となっており、令和6年度の収入合計では、前年増減比1.50%の減収であった。

支出では人件費が前年度に比べ**0.93%**と微増している。また、事務費で**42.46%**の減少となっている。これは、前年度の令和5年度は指定管理者となった初年度であったため、初期費用としての経費が減少したことによると思われる。維持管理費については、**11.46%**減少しているが、これも消耗品費と使用料及び賃借料等の初期費用の減少が大きく影響しているものと思われる。

令和6年度の収支決算では、前年の**38万8,652円**の赤字から**45万8,623円**の黒字に転換しており、福利厚生費として支出されている職員の飲食費など、本来は指定管理料からの支出ではなく、法人経費から支出すべきと思われる経費や自主事業の収益を含めると黒字幅はさらに大きなものと思われた。

(4) 利用料金収入状況

指定管理者は、直方市都市公園条例第14条の2第4項の規定により、利用料金を自らの収入とすることが認められている。

また、利用料は、同条例第14条の2第2項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て、条例で定める金額の範囲内として条例と同額で設定されている。

第3 監査の結果

1. 指定管理事業者の決定過程に関する事項

(1) 指定管理料の算定について

指定管理料については直営での過去3年間の実績額をベースとして算定しているが、指定管理料の積算にはその他経費として一般管理費**10%**が計上されている。人件費や物件費等必要な経費を積み上げ計上したうえで一般管理費は内訳が不明であり、指定管理料の積算上必要のないものとする。

(2) 事業者決定までの手続きについて

今回の指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間となっており、「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条に基づき、令和4年6月16日に告示され募集要項の配布を行い、応募書類受付期間を令和4年8月22日から令和4年8月31日の間と定め公募が行われた。

公募の結果は、「三浦造園土木建設株式会社」外4事業者の申請であったことから、令和4年9月26日に直方市指定管理候補選考委員会を開催し、選考の結果、指定管理候補者として三浦造園土木建設株式会社が適当であると判断され、令和4年10月17日付で指定管理候補者の選定結果通知の市長決裁を受け、令和4年10月31日付で仮協定を締結し、令和4年12月議会にて議決を得た後、令和4年12月9日付で行政処分としての指定通知を行っている。

指定管理料の予算措置については、令和4年12月議会において植木桜つつみ公園管理運営業務委託料の債務負担行為補正予算の議決を得ている。したがって、指定管理者の決定に係る手続きは適正に行われていることが確認された。

2. 指定管理業務の履行状況に関する事項

(1) 協定書及び仕様書に定められた内容について

基本協定書及び年度協定書並びに仕様書の内容と実際の維持管理・運営状況について、事業計画書及び報告書、会計処理簿、業務記録、職員からのヒアリングを行った結果から、施設の維持管理について、芝地維持管理などが再委託されているにもかかわらず、協定書に則った再委託の申請・許可といった手続きが行われていない。再委託運営状況については、基本協定書第5条第2項及び年度協定書第3条第2項に基づく選定時に指定管理者が提案し、市が承認した事（「指定管理者企画事業」）とされているものと同協定書第8条に基づく事業計画書で承認を受けた自主事業が計画どおりに履行されておらず、同条第3項に規定された事業計画書の変更手続きも行われていないため、協定書に則った処理をされたい。

基本協定書第23条では管理業務の再委託に関しては、市の事前承認を受けたもの以外は禁じているが、芝地管理を含め再委託されているものの承認に係る申請等に関する文書が見受けられない。協定書に基づく事項であり、所管課及び指定管理者は文書による処理をされたい。

(2) 指定管理料の会計処理について

指定管理料は、収支簿上その他収益と区分して計上されているが、小口現金の処理状況では明確に区分されておらず、自主事業に関する経費の支出などが混在しており、基本協定書第5条および仕様書にある「管理口座」及び「区分経理」が適切に行われているかの確認ができないことから、指定管理料と明確に区分した処理をされたい。

(3) 利用料収入の処理について

利用料金の収受等については、日計簿により適切に処理されていた。

(4) 備品の管理について

指定管理者が所有する備品の使用に対して指定管理料から委託料名目(外注費)で支出しているが、仕様書8ページに記載の備品管理に関してでは、指定管理者が管理運営業務を行う上で必要であり指定管理者が調達する備品等の費用は指定管理者が負担するものとされている。当該委託料は仕様書にある備品の調達費用と考えられることから適切な支出とはいえないため、仕様書に則して処理されたい。

(5) 事業計画書及び事業報告書等について

仕様書及び年度協定書第8条第4項では月次報告書は毎月終了後10日までに提出することになっているが、5月分、9月分、10月分、11月分が遅延、12月分、1月分、2月分は監査期間中に提出されていたため、適切に処理されたい。

(6) 施設の設置申請について

アイスクリーム販売及び自動販売機の設置許可申請において、都市公園法第5条第1項を根拠法令とした申請・許可がなされているが、直方市都市公園条例第4条第1項第1号(物品の販売)及び直方市公有財産管理規則第20条並びに第21条に関する申請及び許可が行われていない。また、指定管理者企画提案事業の花壇作成に関する都市公園法第5条第1項(公園施設の設置)の申請及び許可行われていないため、適切な申請及び許可の手続きを行われたい。

(7) 使用料及び占用料の徴収について

年度協定書別記「自主事業等の実施に係る特記事項」第3条第2項において、自主事業については公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占用に係る占用料を徴するものとしてされているが、自動販売機やアイスクリーム販売に係る直方市都市公園条例第10条に定める公園施設設置使用料(占用料)や電気使用料が収められていないため、条例及び年度協定書の規定に則り、精算処理されたい。

3. 施設の維持管理状況に関する事項

施設の維持管理については、年間事業計画に則して履行されているが、パークゴルフ場内の芝生地管理に関しては、目土散布や施肥、除草剤散布、殺虫・除菌剤散布、バーチカット・エアレーションといった年間作業計画の主要な管理作業は外部委託(外注)されており、警備も外部委託である。指定管理者は、その他公園内の樹木・植込みの剪定や刈込と管理棟等園内の清掃を担っているにすぎず、民間事業者等の創意工夫、効率的な管理手法を活用することで、市民サービスの向上、コストの削減が期待できるとする指定管理制度の最大のメリットが反映されているとはいえない状況と言わざるを得ない。

なお、事情聴取の際に天候と人員不足のため、公園内の草刈りが十分できていないとの話であった。現地調査時に確認すると、パークゴルフ場以外の公園部分は草が膝丈近く伸びており、美観を保った状態とは到底言えない状況であった。(6日経過した9/9時点でおおよそ半分程度が処理されていた。)

4. 諸規定の整備に関する事項

(1) 文書管理について

仕様書では、文書の管理・保管に関して、「指定管理者が業務に伴い作成し、また、受領する文書は、直方市文書規程に準じて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。また、事業完了後5年間保管しなければならない。」とされている。基本協定書第32条においても文書の管理及び保存の規定があるが、文書の決裁等一連の文書処理が確認できないため、文書ファイル等の整備をされたい。

(2) 関係法令の遵守について

都市公園法、直方市都市公園条例など施設の維持管理に関する法令は、一部申請及び許可に係る文書の確認ができないものの、概ね遵守されているものと窺えた。

また、従業員の雇用関係に関しても、社員、パートタイム職員に関する就業規則が定められ、現地職員及びパートタイム職員も雇用契約書により雇用され、賃金についても法定賃金が確保されていることから、労働基準法及び最低賃金法の他、労働安全衛生法等労働関係法令を遵守していることが確認された。

5. 発注者側の責任に関する事項

文書処理や会計処理、諸規定の整備などに関しては、発注者である直方市が仕様書及び基本協定書並びに年度協定書に基づき適切に助言と指導、協議と調整を行うべきものであるが、関係する記録や文書の処理が確認できないため、文書の収受、起案、決裁など適切な処理をされたい。

また、事業計画の承認や履行状況の確認は審査を厳に行い、必要な助言指導を行うとともに必要な精算処理等を行われたい。

6. 監査を終えての意見

以上が、植木桜つつみ公園に関する指定管理者監査の結果である。

植木桜つつみ公園は、遠賀川沿いの憩いの場として、平成11年3月に設置され、地元の農産物等を直売する併設の便益施設として「なのはな畑」が設けられ、平成18年に子どもから高齢者まで幅広い交流ができる生涯スポーツの拠点として公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認を受けたコースとなる「パークゴルフ場」が開設された。パークゴルフ場は新型コロナの影響を受けながらも、毎年1万人を超える利用者が訪れており、貸し切り利用での大会も数多く催されている。

本指定管理は、パークゴルフ場での一番重要なコース管理において、芝枯れや病虫害発生等の対応を専門の民間事業者任せることによってコース状況の変化に迅速かつ的確に対応でき、良好なコース環境を整えられることと民間事業者ならではの広報やイベント、サービスの提供により利用者が少ない夏場や冬場の集客、各種新規利用者の開拓による収入の増加と管理経費の縮減が見込まれるとして、令和5年4月より指定管理制度が導入されたものである。

令和5年度より指定管理者となった三浦造園土木建設株式会社は、子どもから高齢者まで誰もが心から安らげる時間を過ごし、幼児から高齢者まで公園を通して笑顔で交流できるような機会を作りたいとして、管理運営のテーマを「心の安らぎと世代交流が盛んな環境づくり」と定め、①オープンな空間づくり(新たな利用者層の拡大など)、②地域間とのコミュニケーション(各種参加型イベント、祭りなど)、③公園の活性化(桜の再生復活、花壇の新設、河川清掃など)、④安心・清潔・効率向上(人員強化、ロボット芝刈り機など)の4つの基本方針で事業計画を提案している。特にパークゴルフ場に関しては、パークゴルフの競技的利用だけでなく、一般利用でも利用しやすく、身近なスポーツとして提案するとともに休館日を活用したパークゴルフ以外のイベントも開催し、公園の利用者を増やすとともにパークゴルフ場利用者の年齢層を広げるとしている。また、自社の造園技術をもって公園の桜を新植し、桜公園として復活させ、イベントを行い、日常の憩いの場として利用されるような公園にすると提案している。

指定管理による効果の検証方法として、利用者数と経費の推移が一つの判断材料となるが、長雨や猛暑、厳寒など天候の影響もあり、一概に比較はできないもののパークゴルフ場が直営であった令和4年度と指定管理制度導入初年度の令和5年度、2年目の令和6年度を比較するとパークゴルフ場利用者は、令和4年度が1万2,884人、令和5年度が1万2,429人、令和6年度が1万1,403人と減少傾向にある。利用料金についても令和4年度が667万1,200円、令和5年度が642万3,800円、令和6年度が615万7,800円と減少しており、令和6年度末時点では指定管理制度の導入によって期待される効果は見受けられない。その要因として、事業計画で

提案された指定管理者の企画事業や自主事業がほとんど実施されていないことも影響しているものと思われる。令和5年度においては、事業計画では5つの指定管理者企画事業が計画されていたがいずれも実施されておらず、令和6年度においても事業計画では5つの指定管理者企画事業の内、1事業のみが実施され、残りは未実施、自主事業もアイスクリーム販売と自販機の設置、パークゴルフ用具の委託販売、ホームページの作成以外は未実施の状態である。

指定管理者の選考過程では、財務状況などの経営基盤や専門性・ノウハウなどの技術力といった指定管理者としての適格性とあわせて、事業者の企画事業や自主事業等の有効性・実効性に対して評価採点され、候補者を決定したものであることから、提案した事業を実施しないことは信義則に反するものと言わざるを得ない。

また、施設管理面においても、指定管理制度を導入する一番重要なポイントとしているパークゴルフ場内の芝生地管理に関して、目土散布や施肥、除草剤散布、殺虫・除菌剤散布、バーチカット・エアレーションといった年間作業計画の主要な管理作業は外部再委託(外注)されている。指定管理者は、その他公園内の樹木・植込みの剪定や刈込と管理棟等園内の清掃、利用料金の収受を担っているにすぎず、民間事業者等の創意工夫、効率的な管理手法を活用することで、市民サービスの向上、コストの削減が期待できるとする指定管理制度の最大のメリットが反映されているとは言い難い状況である。

指定管理者においては残りの指定期間で計画に則した誠実な事業実施を求める。

所管課においては事業の実施状況の把握を行い、会計処理を含め、適切な助言・指導を行うとともに植木桜つつみ公園の令和8年度からの指定管理の更改に際し、事業計画の実行性や有効性の審査を厳に行い、施設の目的に沿った真に有効・有益な管理・運営がなされるよう指定管理者との連携を強化されたい。